

院外処方せんにおける疑義照会事前同意プロトコール

薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者さまへの薬学的ケアの充実および処方医や保険薬局の負担軽減を図る目的で「院外処方せんにおける疑義照会事前同意プロトコール」を運用しています。本プロトコールの運用にあたっては、プロトコールの趣旨や各項目の詳細についてご理解いただいた上で、合意書を交わすこととしております。

[院外処方せんにおける疑義照会事前同意プロトコール（JR 仙台病院版）]

院外処方せんに係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について
以下の項目については、処方医の負担軽減や院外薬局での患者の待ち時間の短縮の観点から、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

（1）変更調剤

① 銘柄

「変更不可」の指示がある処方を除いて、同一主成分が含有されている全ての銘柄間の変更調剤を可能とする。また、供給不安定などやむを得ない場合の後発品銘柄から先発品への変更は患者の同意があれば可能とする。（2024.0315 通知）。なお一般名処方では保険薬局が銘柄を決定した際および、銘柄名処方でも別銘柄に変更して調剤した場合は、いずれも病院への連絡は不要とする。

② 規格・剤形

「変更不可」の指示がある処方を除いて、医薬品の安全性ならびに患者の利便性に限定して、規格および剤形の変更を可能とする。但し、剤形の変更については内用薬に限る。（貼付剤・軟膏については不可）

（2）処方日数（数量）

① 薬局において残薬が確認された場合、次回処方日までの処方日数（数量）を減数（減量）することを可能とする。但し処方日数（数量）をゼロにはできない。

② 一日おきの服用の薬剤やビスホスホネートなどの週 1 回、または月 1 回製剤が連日投与の他の薬剤と同一の日数で処方されている場合の適正化（処方間違いが明確な場合）

（3）アドヒアランス等の理由により半割、粉碎、混合、一包化すること。または、その逆（いずれも不可の場合を除く）

（4）用法・用量

① 「用法・用量」以外の内容（例：フリーコメントによる指示など）が処方箋に記載されている場合、その内容についての変更を薬剤師が理解・判断できるものについては疑義照会を簡素化することができる。

② 外用薬の用法で「医師の指示通り」または「患部に使用」等が記載されている場合については院外薬局の薬剤師が患者に使用部位を確認し、処方箋の備考欄に追記することができる。

③ 用法が添付文書上決められているものの用法変更

例 1) 内服のビスホスホネート製剤、リベルサス®の用法→「起床時」

例 2) α-グルコシダーゼ阻害剤、速効型インスリン分泌促進薬の用法→「食直前」

例 3) グーフイス®、リンゼス®→「食前」

④ 同一有効成分・量を含む配合剤⇔単剤の切り替え

⑤ 漢方薬、制吐剤の食前⇔食後投与への変更

⑥ 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法の追加（ニトロール®の舌下や胸痛時の入力）

⑦ 薬歴等で乳酸菌製剤が継続使用されていることが確認できる場合において、抗菌薬が併用されていない場合の耐性乳酸菌製剤（例ビオフェルミン R®）から乳酸菌製剤（例ビオフェルミン®）への変更、またはその逆。（抗菌薬併用期間のみ耐性乳酸菌製剤を追加する場合には、合計日数は元の処方日数を超えないこと）

⑧ 吸入薬の用法用量が「医師の指示通り」の場合で添付文書に単一の用法用量のみ記載のある薬剤の用法用量の記載（例：エリプタ®やディスカス®製剤）

⑨ アドヒアランス向上目的で一包化する際に用法をそろえるための用法変更（例：食後→食直前）

⑩ 患者希望で行うエンシュア/ラコール/アミノレバン等の味変更

(5) 疑義照会を簡素化できない事項

以下の項目については、従来通り処方医に疑義照会を行うこと。

- ① 重複投与や残薬調整などで処方から削除する場合
- ② 「お薬手帳」や薬歴から、薬物相互作用や同種同効薬の重複処方が考えられる処方を確認した場合
- ③ 麻薬、抗がん剤の残薬調整で処方日数（数量）を減らす場合
- ④ 患者の希望等により処方内容や処方日数（数量）を増やすこと。
鎮痛貼付剤の貼付枚数・回数や貼付部位を増やす場合を含む。
- ⑤ 投与期間の制限のある薬剤が漫然と処方されていると判断される場合
- ⑥ その他、薬剤師が必要と判断した事項

(6) 疑義照会の方法

処方医、または診療科に直接電話で疑義照会を行う。連絡先 TEL：(022) 266-9671（代）

(7) 処方医への情報提供の方法

- ・処方内容の変更については「電子メール、FAX」等による情報のフィードバックをお願いします。
- ・当院では「トレーシングレポート※」を推奨しています。アドヒアランス、残薬状況、治療上の有害事象等において緊急性は低いですが、当院へ情報共有が必要と考えられる事象についてはご活用ください。

※JR 仙台病院ホームページ参照。電子メール：jrseidaihosp-pha-01@jreast.co.jp、FAX (022) 380-2354

(8) その他

- ・提携する薬局については事前合意書の取り交わしをもって本プロトコルを適用します。
(事前合意書は必要事項を入力し、下記アドレスまで送付をお願いします。)
- ・有効期限切れの処方せんは無効であり、再度受診機関からの院外処方の発行が必要です。(延長不可)
- ・調剤過誤、副作用発生等の連絡、新規合意に関する問い合わせは、
jrseidaihosp-pha-01@jreast.co.jp までご連絡ください。
- ・電子メール対応不可の場合 FAX でも可能としますが、可能な限り電子メールをご利用ください。

疑義照会の連絡先：TEL (022) 266-9671（代）

事前合意書、トレーシングレポートの送付先：jrseidaihosp-pha-01@jreast.co.jp

トレーシングレポート、FAX の運用

